(趣旨)

第1条 地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げになることを防止することにより、災害に強いまちづくりを図るため、予算の範囲内において岡山市ブロック塀等撤去事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) ブロック塀等 民間の補強コンクリートブロック,レンガ,石積等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。ただし、土塀、万年塀は除く。
- (2) 避難道路 岡山市耐震改修促進計画資料編に示すブロック塀等の安全対策が必要な避 難路をいう。
- (3) 危険なブロック塀等 既存のブロック塀等で、既存ブロック塀等点検チェックリスト (様式第3号)の内、不適合となる項目があるもの又は平成31年4月1日時点における建築基準法(昭和25年法律第201号)のうち、構造規定に適合していないものをいう。
- (4) 撤去工事 ブロック塀等を原則全部撤去する工事をいう。

(補助事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)を撤去する事業とする。
- (1) 市内に存すること。
- (2) 避難道路に面していること。(建築物に附属しないブロック塀等も含む。)
- (3) 道路面からの高さが100センチメートル以上であること。
- (4) 道路境界線からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さ以下であること。
- (5) 危険なブロック塀等であること。

(補助事業者)

- 第4条 補助事業者は、補助対象ブロック塀等の所有者その他市長の認める者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)

(補助金の交付制限)

- 第5条 補助金の交付回数は、同一の補助対象ブロック塀等については1回までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象ブロック塀等が同一敷地内に複数存在する場合に あっては、当該敷地につき1回までとする。
- 3 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。 (補助対象経費)
- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用(補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあっては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。以下同じ)と撤去するブロック塀等の長さに1mあたり9、000円を乗じた額を比べて小さい方の額とし、1、00円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金申請額)

- 第7条 補助金申請額は、補助対象経費の3分の2の額とし、1、000円未満の端数が 生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、限度額は150千円とする。 (交付申請)
- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない
- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりと する。
- (1) ブロック塀等の所有者であることを示す書類
- (2) 付近見取図
- (3) 位置図(撤去するブロック塀等の位置,高さ,長さがわかるもの)
- (4) 既存ブロック塀等撤去事業調書 (様式第2号)
- (5) 既存ブロック塀等点検チェックリスト (様式第3号)
- (6) ブロック塀等の現況写真(点検チェックリストのチェック項目がわかるもの)
- (7) 補助対象工事に係る見積書及び見積内訳書の写し
- (8) 市税の滞納無証明書
- (9) 誓約書(様式第4号)
- 3 規則第5条第2項の規定により、同条1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

(決定通知)

第9条 規則第8条の規定による通知は、岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(計画変更等の承認)

- 第10条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき 岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付決 定額変更申請書(様式第6号)
 - (2) 補助金の交付決定額に変更が生じないとき 岡山市ブロック塀等撤去事業変更承認申 請書(様式第7号)
- (3) 補助事業を中止し,又は廃止しようとするとき 岡山市ブロック塀等撤去事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)
- 2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。
- 3 規則第12条の承認は、岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定変更通知書(様式第9号)又は岡山市ブロック塀等撤去事業変更・中止(廃止)承認通知書(様式第10号)を補助事業者に通知することにより行うものとする。

(着手届)

- 第11条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市ブロック塀等撤去事業着手届(様式 第11号)に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。 (完了届)
- 第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに岡山市ブロック塀等 撤去事業完了届(様式第12号)に工事完了写真を添えて市長に提出しなければならな い。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20 日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が満了する日のいずれか早い期日までに、 岡山市ブロック塀等撤去事業実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市 長に報告しなければならない。
 - (1) 事業実績明細書(様式第14号)
 - (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第14条 規則第17条に規定する通知は、岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付額確 定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交

付請求書(様式第16号)を市長に提出して行わなければならない。 (代理受領)

- 第16条 補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者(以下「撤去事業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。
- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請をするときは、 第8条に規定する書類に加えて、岡山市ブロック塀等撤去事業代理受領予定届出書(様 式第17号)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 代理受領の中止を行うときは、実績報告書を提出する前までに、岡山市ブロック塀等 撤去事業代理受領予定届出取下書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。
- 4 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したときは、第13条に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を実績報告書に添付して市長に報告しなければならない。
 - (1)事業実績明細書(様式第14号)
 - (2)補助事業に要した事業費に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金額を 差し引いた額の領収書の写し
 - (3)岡山市ブロック塀等撤去事業内訳報告書(様式第19号)
- 5 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、第15条で規定する補助金交付請求書に加えて、岡山市ブロック塀等撤去事業代理受領に係る委任状(様式第20号)を添付して市長に提出しなければならない。

(委 任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。